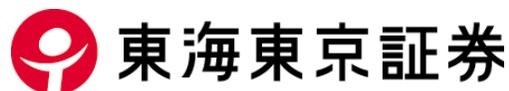


# 相続の基礎

～ 「相続」を学ぼう!! ～

## 配偶者の税額軽減と二次相続



資料作成：東海東京ウェルス・コンサルティング(株)

当資料は一般的な説明を目的としており、投資勧誘を目的としたものではありません。当資料は平成28年7月時点の制度をもとに作成しており内容は将来変更となる可能性があります。具体的なご相談は税理士等の専門家や所轄の税務署にご確認ください。

# 配偶者の税額軽減

## 配偶者の税額軽減とは

配偶者が取得した相続財産が

法定相続分

もしくは

1億6,000万円

いずれか大きい金額まで  
税金がかかりません。

例: 遺産額: 4億円の場合

2億円

>

1億6,000万円

⇒

2億円

税金が軽減される  
相続財産の限度額

遺産額: 1億5,000万円の場合

7,500万円

<

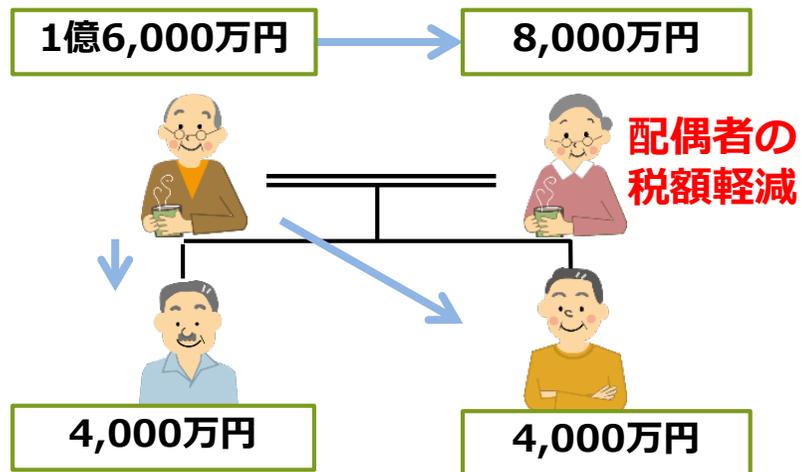
1億6,000万円

⇒

1億5,000万円

# 一次相続・二次相続（法定相続分による分割）

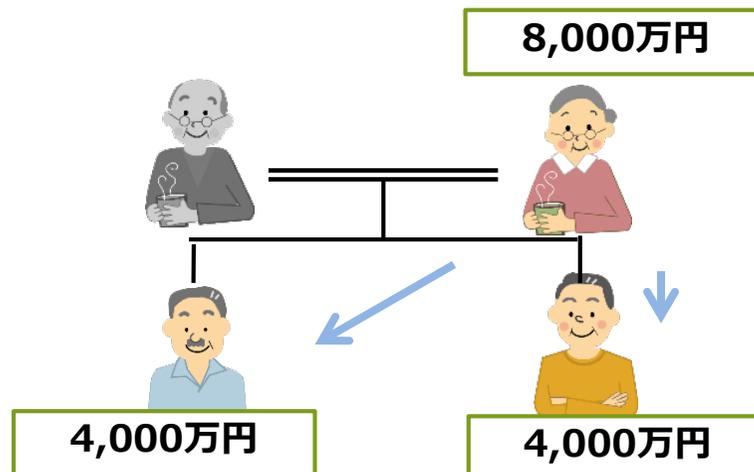
## 【一次相続】



### 一次相続税額

860万円

## 【二次相続】



### 二次相続税額

470万円

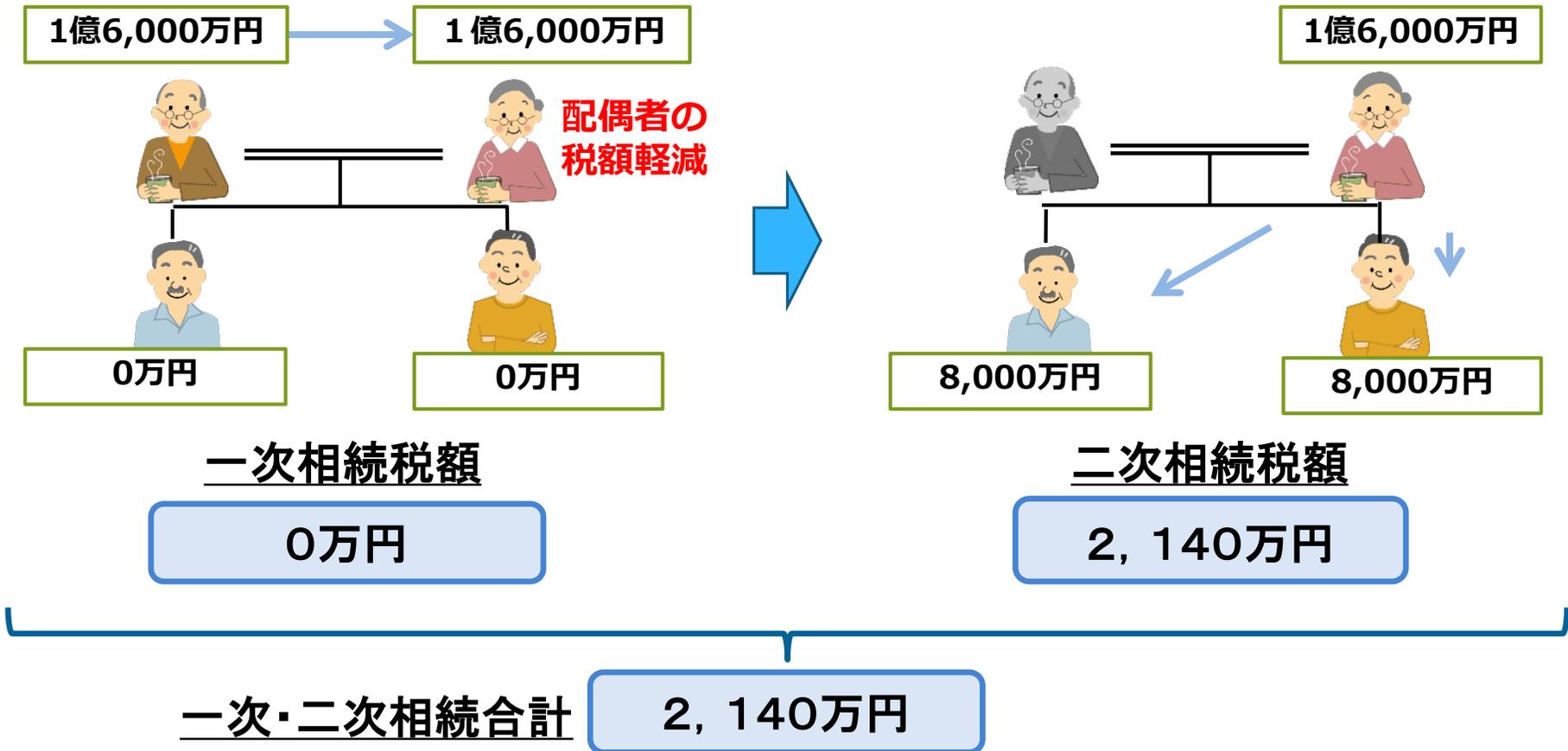
### 一次・二次相続合計

1,330万円

# 一次相続・二次相続（一次相続で配偶者が全額取得）

## 【一次相続】

## 【二次相続】



### 【 当資料の利用に関する注意事項 】

当資料は、東海東京ウェルス・コンサルティング（株）（以下「弊社」）が作成し、弊社の許諾を受けた証券会社等から直接提供する形でのみ配布いたしております。提供されたお客様限りでご利用ください。

当資料は、一般的な説明を目的としており、投資勧誘を目的としたものではありません。また、当資料の内容は作成日におけるものであり、予告なく変わる場合があります。当資料の一切の権利は弊社に帰属しており、いかなる目的であれ、無断で複製又は転送等を行わないようお願いいたします。

### 【 金融商品取引法に基づく留意事項】

当資料は、東海東京ウェルス・コンサルティング（株）が作成し、東海東京証券株式会社が許諾を受けて提供いたしております。  
金融商品取引法に基づきお客様にご留意いただきたい事項を以下に記載させていただきます。

金融商品等にご投資いただく際には、各商品等に所定の手数料等をご負担いただく場合があります。また、各商品等には価格等の変動等による損失が生じるおそれがあります。

手数料等およびリスクは、商品等ごとに異なりますので、契約締結前交付書面や上場有価証券等書面または目論見書等をよくお読みください。

### 【 東海東京証券の概要 】

商 号 等     : 東海東京証券株式会社 金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第140号

加 入 協 会     : 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会